

核燃料サイクルの推進について

- 使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進は、我が国の基本方針である。
- この方針の下、10月1日には、電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、再処理等が着実かつ効率的に実施されるための措置である再処理等拠出金法が施行され、10月3日には、同法に基づき使用済燃料再処理機構が発足した。今後は、機構が、六ヶ所再処理工場の竣工も含めて、再処理等事業の工程管理を責任をもって実施することとなる。
- また、9月21日の原子力関係閣僚会議においては、「核燃料サイクルを推進するとともに、高速炉の研究開発に取り組むとの方針を堅持する」ととし、併せて、「もんじゅ」について、廃炉を含め抜本的な見直しを行うことが確認された。その後10月7日には、今後の高速炉開発の進め方について検討する「高速炉開発会議」の第1回会合が開催され、議論が進んでいる。
- 他方、9月14日には、むつ中間貯蔵施設の竣工の2年程度の遅れが発表されており、使用済燃料対策への取組の加速・強化が求められている。
- このように、原子力、とりわけ核燃料サイクルをめぐる環境が変化し、施策も進展していく中で、原子力事業者においては、引き続き、政府や地元関係者等とよく連携し、国際社会の理解も得ながら、核燃料サイクルの推進に着実に取り組む必要がある。このため、特に、以下の取組を実施するよう要請する。

記

1. 六ヶ所サイクル施設の竣工に向けて、日本原燃を適切に支援し、使用済燃料再処理機構の運営に協力する。
2. 利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則の下、使用済燃料再処理機構の実施中期計画の認可の観点からも極めて重要な、プルサーマルの早期かつ最大限の導入に取り組む。その際、導入促進に向けて、実効性のある取組を検討し、実施する。
3. むつ中間貯蔵施設の竣工に向けた着実な取組を含め、使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組を加速・強化していく。
4. 高速炉開発会議への参加も含めて、我が国の高速炉開発に主体的に関与していく。